

## 米軍基地普天間飛行場へのダイバート訓練に関する意見書

嘉手納飛行場の滑走路改修工事に伴い、普天間飛行場において嘉手納基地所属の F-15 戦闘機によるダイバート（目的地変更）訓練が、去る 9 月 22 日から実施され、10 月 5 日のローアプローチ飛行の際には、過去 5 年間で最大の 123.6 デシベルが測定された。

今回のダイバート訓練は、ことしの 10 月から約 18 カ月間かけて順次行われる予定の嘉手納基地滑走路 2 本の改修工事に伴って行うもので、工事期間が長期にわたり米軍機が普天間飛行場へダイバートする可能性が高くなるものであり、これまで幾度となく、本市議会が米軍基地普天間飛行場の一刻も早い危険除去と早期返還を要求していたにもかかわらず、さらに基地負担を強いる今回の訓練に対して強い憤りを覚える。

普天間飛行場は、沖縄国際大学への米軍ヘリ墜落事故から 6 年、SACO（沖縄に関する特別行動委員会）合意から 14 年が経過した今でも住宅街や市街地上空を米軍ヘリや、輸送機が飛び交い、常に墜落事故が起こりえる危険な状況が続いている。また今回の訓練以降、嘉手納基地に駐留している岩国基地所属の FA-18 戦闘機の外来機の飛来が確認されるなど、騒音被害も増大していることから、今回のダイバート訓練は到底容認できるものではない。

このような危険な普天間飛行場において、18 カ月もの長期間、空軍の戦闘機まで運用することは、更なる危険性と騒音被害の増加につながり、市民・県民にさらなる不安と恐怖をあおるものであり、断じて認められるものではない。

よって宜野湾市議会は、市民の生命、財産、平穏な生活を守る立場から、嘉手納基地滑走路改修工事に伴う、普天間飛行場へのダイバート（目的地変更）に断固反対するとともに、すべての外来機の飛行を禁止することを強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 10 月 15 日

沖縄県宜野湾市議会

あて先

内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣  
外務省沖縄担当大使、沖縄防衛局長